

申請者と契約者が異なる理由書

令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通利便増進事業）における補助対象事業者は「協議会のみ」となっております。

本協議会では、令和 6 年度第 3 回延岡市地域公共交通活性化協議会を近日中に開催し、当補助金の地域公共交通調査事業を活用した業務について、契約及び契約事務等を延岡市へ委任することに関して承認を頂く予定としております。

従いまして、当該補助金における「申請者は協議会」とし、契約や支払い行為については、「延岡市」において実施することから、特段のご配慮いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月 1 2 日

延岡市地域公共交通活性化協議会
会長 吉岡 修